

学 区 外 就 学 許 可 基 準

藤崎町教育委員会(平成29年10月1日)

理 由 の 区 分	内 容	添 付 書 類 等	許 可 期 間
(1)本人の身体的な理由	①学区内に開設されていない特殊学級・病弱学級へ通級する場合	総合診断書 医師の意見書	必要と認められる期間
(2)いじめ・不登校など特別な教育的な配慮	②通学している学校で、いじめや本人の不登校が発生するなどにより、本人の教育活動に特別配慮が必要と認められる場合	校長の意見書	必要と認められる期間
(3)児童が帰宅後、その保護に著しく欠ける場合	③父母が共働き等で児童が帰宅後その保護に欠け、祖父母等が希望学区に居住しその保護に託する方が適切と認められる場合	祖父母等の住民票、同意書	申請の状況が解消されるまでの期間
	④父母が共働きなどで児童が帰宅後その保護に著しく欠け、前項のような祖父母等もなく、保護者が希望する学区に通学させることが適切であると判断される場合	申請理由を証明する資料	申請の状況が解消されるまでの期間
(4)卒業までの期間	⑤小学校4年生以後、転居などで通学すべき学区が変わったが以前の学校への通学に支障がない場合		卒業まで
(5)年度途中の転居	⑥年度途中に転居などで通学すべき学区が変わったが以前の学校への通学に支障がない、前項以外の場合		年度末まで
(6)兄弟が学区外に就学している弟妹	⑦兄弟が学区外に就学している弟妹の場合		卒業まで
(7)転居を予定して入る場合	⑧転居を予定しているが、まだ転居していない場合	転居予定の事実を証明する書類	転居するまで
(8)特別な教育的配慮が必要な場合	⑨上記以外の特別例外的な教育的配慮が必要な場合、ただし、通学距離が短いことを理由にした申請は除く	教育委員会等の審議議決	必要と認められる期間